○国立大学法人埼玉大学教育機構教育推進室規程

〔令和２年５月28日
規 則 第 １ ０ 号〕

改正　令和５．2.16　４規則44　令和５．3．9　４規則55
令和５．6.22　５規則14　令和６．2.15　５規則48
令和７．3.27　６規則49

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構教育企画室規程第６条第２項の規定に基づき、教育機構教育企画室に置く教育推進室に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　教育推進室は、教育企画室において企画・立案した全学の教育に関する事項を実施及び推進することを目的とする。

（業務）

第３条　教育推進室は、次の業務を行う。

(1) 全学の教育に係る事項の実施及び推進並びに評価及び改善

(2) 教養・スキル・リテラシー科目の実施及び推進並びに評価及び改善

(3) その他教育推進室の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第４条　教育推進室は、次の教職員をもって構成する。

(1) 教育推進室長

(2) 教育機構基盤教育研究センターの教育・研究担当を命ぜられた教員

(3) 兼任教員

(4) 事務職員

(5) その他学長が必要と認めた教職員

（教育推進室長）

第５条　教育推進室長は、教員の副機構長をもって充てる。

２　教育推進室長は、教育推進室の業務を掌理する。

（兼任教員）

第６条　兼任教員は、教養学部の教育担当を命ぜられた教員、経済学部の教育担当を命ぜられた教員、教育学部の教育・研究担当を命ぜられた教員、理学部の教育担当を命ぜられた教員及び工学部の教育担当を命ぜられた教員のうちから、学長が委嘱する。

２　兼任教員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じ

た場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（教育推進室会議）

第７条　教育推進室に、教育推進室の運営と業務の遂行に関する事項を審議するため、教育推進室会議を置く。

（審議事項）

第８条　教育推進室会議は、第３条に掲げる事項について審議する。

（構成）

第９条　教育推進室会議は、第４条に掲げる委員をもって組織する。

（会議）

第１０条　教育推進室会議に議長を置き、教育推進室長をもって充てる。

２　議長は、教育推進室会議を招集し、これを主宰する。

３　議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

４　教育推進室会議は、委員の３分の２以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

５　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第１１条　議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（データサイエンス教育実施委員会）

第１２条　教育推進室に、数理・データサイエンス・ＡＩリテラシー教育プログラムを実施及び推進するため、データサイエンス教育実施委員会を置く。

２　データサイエンス教育実施委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（ワーキンググループ）

第１３条　教育推進室は、全学の教育に係る特定の課題について企画・立案及び実施を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

２　ワーキンググループに関し、必要な事項は別に定める。

（事務）

第１４条　教育推進室に関する事務は、学務部教育企画課及び全学教育課において処理する。

（雑則）

第１５条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、令和２年６月１日から施行する。

２　この規程施行後、最初に委嘱する第４条第３号に規定する兼任教員の任期については、第６条第２項の規定にかかわらず、人文社会科学研究科に所属する教員のうち教養学部教育を担当する教員及び経済学部教育を担当する教員にあっては、令和３年３月31日まで、教育学部に所属する教員並びに理工学研究科に所属する教員のうち理学部教育を担当する教員及び工学部教育を担当する教員にあっては、令和４年３月31日までとする。

附　則（令和５．2.16　４規則44）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５．3．9　４規則55）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５．6.22　５規則14）

この規程は、令和５年６月22日から施行する。

附　則（令和６．2.15　５規則48）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７．3.27　６規則49）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。